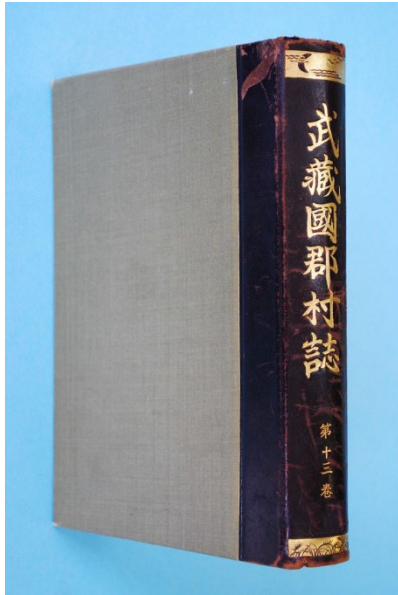


令和6年度

はにゆうの図書館

[図書館要覧]



羽生市立図書館

目 次

1. 羽生市の概要	1 ページ
2. 沿革	2 ページ
3. 令和6年度図書館運営基本方針	4 ページ
4. 組織	5 ページ
5. 概要	5 ページ
6. 令和5年度事業概要	7 ページ
7. 利用案内	8 ページ
8. 統計概要	9 ページ

参考資料

1 図書館資料の所蔵状況	10 ページ
2 令和5年度図書館利用状況	11 ページ
3 雑誌一覧	16 ページ
4 新聞等一覧	17 ページ
5 条例・規則	18 ページ
羽生市立図書館設置条例	18 ページ
羽生市立図書館管理規則	19 ページ
羽生市立図書館協議会設置条例	22 ページ
羽生市立図書館協議会運営規則	22 ページ
6 羽生市立図書館資料収集方針	23 ページ

1. 羽生市の概要

羽生市は、昭和29年9月1日に旧羽生町と隣接する6つの村（1町6村）が合併し埼玉県内16番目の市として誕生、その後昭和34年4月1日に北埼玉郡千代田村を編入して現在に至ります。

市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64km²で、東部、南部は加須市、西部は行田市、北部は利根川を隔てて群馬県に接しています。東経139度32分、北緯36度10分、海拔16m（羽生市役所の位置）で埼玉県の北東部に位置し、東京（日本橋）へは58kmの距離にあります。

市の中心部は古くから衣料の町として商工業を中心とした市街地を形成し周囲は農業地帯として肥沃な田園が広がりますが、近年は郊外を中心に大型商業施設の進出が続いており、大きな変化を見せています。

令和6年3月31日現在の人口は53,757人、世帯数は24,622世帯で、高齢化率は31.1%となっています。

アクセスは、東武伊勢崎線が上りは東京浅草まで、下りは群馬県伊勢崎市までそれぞれ約1時間で結び、羽生駅を起点とする秩父鉄道秩父本線は熊谷駅でJR線に連絡、さらに寄居町を経て秩父市まで約2時間（三峰口駅）で繋がります。道路は、市の西部を国道122号線が縦断し、南部を国道125号線が横断しています。また、市の東部を縦貫する東北自動車道は平成4年に羽生ICが供用開始され、東京及び東北各方面の都市へ短時間で結ばれました。

■市章

羽生の「羽」を羽根を模した扇形とし、扇の要として「生」を円形にデザインした美しい市章です。団結と円満、躍進と祝福を象徴したもので、昭和30年1月14日に制定されました。



■「田舎教師」ゆかりの地

小説「田舎教師」は、主人公・林清三のモデル小林秀三（1884～1904）が書き残した日記をもとに文豪田山花袋が書き上げた、羽生を舞台とした文学作品です。登場人物の多くは市内に実在した人物がモデルで、作中には作品が書かれた明治期の自然や生活が生き生きと描写されています。

市内には、田舎教師像をはじめ作品にまつわる文学碑などが今も残されています。

■ムジナモ自生の地

市の東部に位置する羽生水郷公園に「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」があります。

絶滅危惧種IA類（環境省レッドリスト）である食虫植物ムジナモの自生地として昭和41年5月に国の天然記念物に指定された宝蔵寺沼ムジナモ自生地は現在、地域のムジナモ保存会等によって大切に保護され、植生保全活動が進められています。

2. 沿革

S 39. 10. 1	羽生市立図書館創設(羽生市東7-1-1(文化会館内))
S 39. 12. 24	羽生市立図書館設置条例、羽生市立図書館協議会設置条例制定
S 40. 4. 1	埼玉県図書館羽生分館を設置 埼玉県移動図書館巡回開始(市内小学校9校巡回)
S 45. 4. 1	県立熊谷図書館開設に付、分館図書を市立図書館に移管
S 45. 10	読書グループ誕生し始める
S 46. 4. 1	県立熊谷図書館にて移動図書館巡回
S 48. 4. 1	貸出方法をニューアーク式からブラウン式に変更
S 50. 4. 1	配本所設置(市内小学校9校)
S 50. 8. 15	旧市庁舎に図書館を移転(羽生市中央2-8-10)
S 53. 11	一般室、児童室分離
S 54. 3	独立図書館建設の請願書作成、提出(署名3,028名)
S 55. 7	県立久喜図書館落成に伴い、そのエリアに入る
S 57. 3	移転準備のため、児童室・開架室を撤去
S 57. 4	配本所4ヶ所(手子林、須影、村君の各公民館及び新一小)をおく
S 57. 8. 23	旧市庁舎から文化会館に移転(羽生市東7-1-1)
S 57. 9. 3	文化会館(1階)にて開館
S 58. 9	中央公民館に配本所をおく
S 59. 4	井泉公民館に配本所をおく
S 59. 5	閲覧室を設置、配本車(軽自動車)を購入
S 59. 9	新図書館、資料館の設計費を計上
S 59. 11	図書館資料館建設専門委員会発足
S 60. 4. 1	職員を増員して図書館機構を整備、図書館課対応になる
S 60. 5. 1	羽生南小学校に開館準備室開設
S 60. 5. 8	新郷公民館に配本所をおく
S 60. 6. 20	羽生市立図書館及び資料館新築工事費等請負契約可決される
S 60. 7. 2	図書館(仮称)資料館起工式
S 60. 7. 28	岩瀬公民館に配本所をおく
S 61. 3. 20	図書館(仮称)資料館竣工
S 61. 3. 31	南小学校開館準備室閉鎖
S 61. 4. 1	開館準備に伴い図書館閉館
S 61. 8. 1	図書館・郷土資料館開館(羽生市大字下羽生948) 図書管理システム導入
S 63. 6	川俣公民館に配本所をおく
S 63. 8	一般開架室に書架増設
H 2. 7	三田ヶ谷公民館に配本所をおく
H 4. 4	貸出冊数を一人5冊から10冊へ変更
H 8. 4	毎週水曜日の開館時間、午前9時から午後6時まで延長(試行)
H 9. 6	北埼玉地域公共図書館広域利用開始
H 9. 10	図書管理システム更新
H 10. 4	入館者100万人達成
H 11. 9	一般開架室に書架増設
H 13. 1	視聴覚障がい者に対する視聴覚資料の貸出開始
H 13. 4	開館時間延長を拡大(6月～9月の平日午後6時閉館(試行))

H 14. 4	館内整理日を「毎月末日」から「第4木曜日」に変更(試行)
H 14. 10	新図書館システムを導入、図書館公式サイト開設
H 16. 8	入館者200万人達成
H 16. 12	ブックスタート事業開始
H 17. 11	インターネット予約開始
H 18. 4	祝日開館を実施(こどもの日)
H 19. 4	祝日開館を拡大(こどもの日、敬老の日、文化の日、建国記念日)
H 19. 11	ブックトーク開始(村君小)
H 20. 4	祝日開館を拡大(昭和の日、憲法記念日、みどりの日、こどもの日、敬老の日、文化の日、勤労感謝の日、天皇誕生日、建国記念日)
H 20. 6	開館時間延長を拡大(6月～9月の平日午後7時閉館(試行))
H 20. 7	視聴覚資料の館内利用開始
H 21. 2	新図書館システムを導入、図書館公式サイトをリニューアル インターネット閲覧用パソコン設置 雑誌の貸出制限(貸出冊数10冊のうち最大5冊)を撤廃
H 21. 4	祝日開館を拡大(秋分の日及び成人の日を除く全ての祝日を開館)
H 21. 6	ボランティア協働による館内整理を開始
H 21. 6	館内OPACでの予約開始
H 21. 7	6月、9月の平日の開館時間を規則(午前9時から午後6時)に復原
H 22. 5	市内小学校へのブックトーク訪問開始
H 22. 9	一般開架室書架増設(開架図書数1万冊)
H 23. 3	地域活性化交付金事業費744万円交付される 配本所業務及び配本所蔵書をすべて各公民館図書室に移行
H 23. 4	原則としてすべての国民の祝日を開館 7月、8月の開館時間、午前9時から午後6時まで
H 24. 4	窓口業務等の民間委託開始 年間を通じて開館時間を午前9時から午後6時まで 7月、8月の館内整理日を休止 市立小中学校採択教科書の展示開始 視聴覚設備更新工事
H 25. 6	ブックカート導入
H 26. 3	「羽生市立図書館運営基本計画」策定
H 27. 2	新図書館システム導入
H 27. 8	空調設備改修工事
H 28. 8	図書館・郷土資料館開館 30 周年
H 30. 4	カラーコピーサービス開始
H 31. 3	「第2次羽生市図書館運営基本計画」策定
R 2. 7	図書館敷地内全面禁煙
R 2. 11	一般開架室の書架増設(3, 000冊)
R 3. 2	移動書庫室の書架増設(1, 000冊)
R 3. 4	セカンドブック事業開始
R 4. 1	図書館・郷土資料館屋上防水工事
R 4. 2	図書館システム変更導入
R 6. 3	「第3次羽生市図書館運営基本計画」策定

3. 令和6年度図書館運営基本方針

I 基本方針

図書館は生涯学習の拠点施設として、市民の自主的な学習要求及びその他の課題解決などの様々な要望に適切に応えるため、資料や情報の積極的な収集、提供に努めるとともに他機関との連携を推進し、適正な図書館サービスを提供します。

II 重点施策

① 図書館資料の充実

- ・資料収集方針に基づき、地域の実情や市民の要望を踏まえた図書館資料の整備を推進し、市民の学ぶ・調べるといった要求に的確に応えられるよう、所蔵資料の適正化を進めます。
- ・郷土に親しみ郷土を学ぶため郷土資料や行政資料の充実を図り、あわせて貴重資料の保存に努めます。

② 利用者サービスの充実

- ・市民が社会生活を営むうえで必要となる情報や資料を適切かつ速やかに提供し、図書館の利用価値を高めます。
- ・おはなし会等の事業開催にあわせ、視聴覚室を読み聞かせのスペースとして開放し、親子が触れあうコミュニティ空間を提供します。
- ・事業（おはなし会、ブックスタート、ブックトークその他の各種講座等）の開催や図書館の利用方法等の啓発、市民ボランティアとの連携に努め、安全に安心して利用できる寛ぎのある図書館づくりを進めます。
- ・図書館システムを活用した利用者サービスの向上を、検討します。
- ・広報h a n y u、SNS、ウェブサイトなど多様な手法を活用し、効果的な情報発信に努めます。
- ・利用者の調査研究や情報収集に対する支援を、積極的に行います。

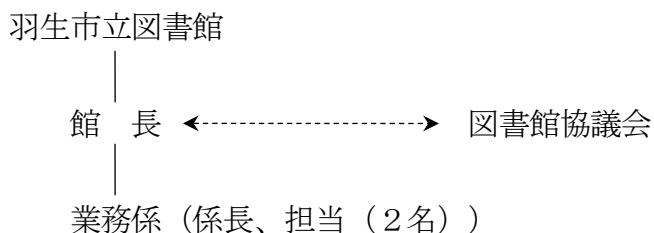
③ 他の図書館、教育機関との連携

- ・埼玉県内の公立図書館等と相互に協力し、図書館資料の活用を促進します。
- ・施設見学や職場体験、情報交換等を推進し、学校との連携を深めます。
- ・公民館、郷土資料館等、他の機関との連携を推進します。

④ 市民との協働による図書館運営

- ・市民ボランティアとの連携による図書館業務の充実を図ります。

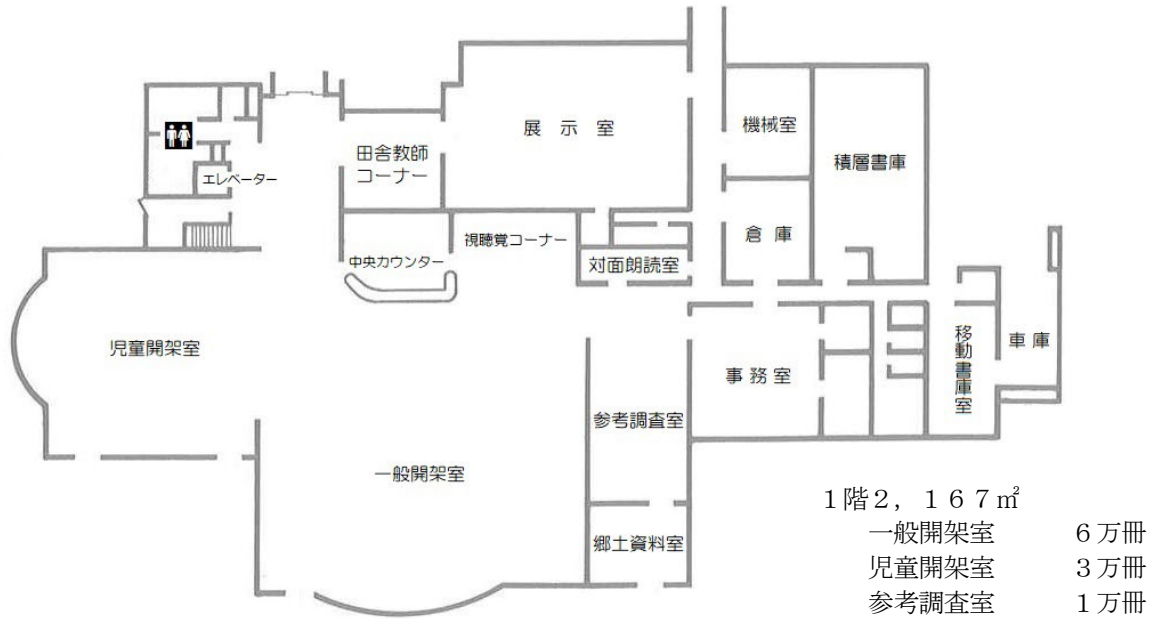
4. 組織



5. 概要

I 開館年月日	昭和61年8月1日
II 所在地	〒348-0026 羽生市大字下羽生948番地
III 敷地面積	10,407㎡
IV 建築	構造 鉄筋コンクリート造り一部2階建 建築面積 2,345㎡ 延床面積 1階2,167㎡ 2階403㎡
V 主要な施設	一般開架室 (6万冊) 526㎡ 児童開架室 (3万冊) 193㎡ 参考調査室 (1万冊) 121㎡ 積層書庫 (7万冊) 197㎡ 視聴覚室 (80席) 99㎡ 学習室 (48席) 82㎡ 会議室 46㎡ 移動書庫室・車庫 71㎡
VI 開館時間	午前9時～午後6時
VII 休館日	火曜日 (祝日の場合は翌平日)、年末年始、例月整理日 (7月8月を除く第4木曜日) 及び特別整理日
VIII 所蔵資料数	186,316点 (R06.3.31現在。市民一人あたり3.45点) 書籍資料 183,803冊 視聴覚資料 2,513点

■ 1階案内図



【参考調査室 食虫植物「ムジナモ」の資料】

羽生水郷公園内の宝蔵寺沼ムジナモ自生地は、国の天然記念物に指定されている日本で唯一残る食虫植物「ムジナモ」の自生地です。

図書館では、郷土の貴重な資料であるムジナモの関連資料を積極的に収集保存し、市民に提供しています。

■ 2階案内図



学習室

空調が完備された静かで明るい学習室は、大変多くの人に利用されています。

特に夏休み期間などは利用が多く、48席がすべて満席となります。

令和5年度の利用者数は延6, 118人

会議室・視聴覚室

会議室や視聴覚室も活用されています。

令和5年度は、会議室67回584人、視聴覚室83回1, 301人が利用しました。

6. 令和5年度事業概要

事業名	内容	実施日	実施状況	参加者等	
こども文庫	小中学生がお勧めする本とその感想文をあわせて展示	4月23日～5月12日	1回	11人	
大人のためのおはなし会	若やかに揺蕩う心～睦まじく纏わず～ 豊穡を語る～檜山節考から生きる～	6月18日 11月26日	2回	53人 61人	
施設見学会	小学校児童の図書館・郷土資料館見学	10月～11月	4回	226人	
かがくあそび講座	小学1～3年「色をわけてみよう」 小学4～6年「ふしぎなオブジェをつくる」	7月24日 7月31日	2回	14人 15人	
一日図書館員	小学4年生～6年生	8月3日 8月17日	2回	6人 6人	
わくわくラッピングブック	書き出しの一文と表紙の一部が見える包装紙で本をラッピング	10月27日～ 11月9日	1回	166冊	
絵本の読み聞かせ会	絵本専門士による絵本の読み聞かせ	10月29日	1回	31人	
絵本の読み聞かせ講座	絵本専門士による絵本の読み聞かせ養成講座	10月29日	1回	14人	
ハッピー福袋2024	福袋による本のテーマ貸出し 子供用90冊、大人用90冊	1月6日～1月8日	1回	60人 180冊	
おはなし会	定例 ちいさなおはなし会	第1、第3金曜日	24回	316人	
	定例おはなし会	第2土曜日	12回	129人	
	春のこどもフェスティバル	5月7日	1回	56人	
	夏のおたのしみ会	7月15日	1回	51人	
	あおぞらおはなし会	11月5日	1回	37人	
	クリスマスおたのしみ会	12月17日	1回	101人	
映画会	偶数月/子供向け、奇数月/大人向け	4月～3月	11回	156人	
ブックスタート	10か月児を対象とした、読書をとおしての親子ふれあいの啓発と絵本の贈呈	4月～3月(保健センターの幼児健診日)	12回	288名	
セカンドブック	三歳児対象。読書をとおしての親子ふれあいの啓発と絵本の贈呈	4月～3月(保健センターの健診日)	12回	303名	
ブックトーク	希望する市内小学校11校の3年生を対象にテーマを決めて本を紹介	5月～11月	11回	393人 609冊	
広報活動	テーマ展示	児童書(季節にあわせた展示)	毎月	12回	
		一般書	9月、2月	2回	
	小学校読書案内	4月、7月、10月	3回	2,290枚 ×3	
	中学校読書案内	7月、10月	2回	1,265枚 ×3	
	保育所・幼稚園読書案内	4月、7月、10月	3回	1,356枚 ×3	
	広報Hanyuへの掲載	毎月	12回	全戸配布	
	SNSでの情報発信	随時	81回		

7. 利用案内

○利用カード

資料の館外利用等一部の図書館サービスは、利用カードが必要です。

利用カードは、羽生市、加須市、行田市にお住まいの方と羽生市に通勤、通学されている方に発行しています。

○館外利用冊数と利用期間

a 個人の利用

一人10冊まで2週間を限度として利用できます。

b 団体の利用

羽生市内の施設、学校等で団体利用の手続きをした者は図書館資料を館外利用することができます。一団体100冊まで1ヶ月間が限度となります。

○開館時間

原則として、午前9時から午後6時まで開館しています。

○休館日

火曜日（火曜日が祝日の場合は翌平日が振替休館となります。）

例月整理日（7月、8月を除く毎月第4木曜日は休館です。）

年末年始（12月28日から翌年1月4日まで休館です。）

特別整理日（蔵書点検期間は休館となります。）

○予約サービス

他の利用者が利用中の資料（本など）は予約して利用することができます。

マイページを利用（図書館の窓口でパスワードの登録が必要です。）すると、図書館の公式サイトや館内の資料検索機で資料の利用予約ができます。

○コピーサービス（有料）

図書館が所蔵する資料は、コピーして利用することができます。ただし、著作物については法律（著作権法）の範囲内での提供となります。

○レファレンスサービス

暮らしの中の疑問の解決や学習、調査、研究などを支援するため、参考となる所蔵資料の紹介などを行います。

○視聴覚資料の視聴

図書館所蔵のCDやDVDなどを、館内で利用（視聴）することができます。

○インターネットの活用

館内の専用パソコンで、インターネット上の各種ウェブサイトを開覧し情報収集などができます。

8. 統計概要

注意 令和元年度から令和3年度の統計数値は、感染症対策（休館、一部サービスの休止、事業の縮小等）の影響を受けています。

I 所蔵資料数、利用数

区分	所蔵資料数	館外利用数	備考
一般図書	107,389 冊	101,463 冊	
児童図書	58,540 冊	80,126 冊	
雑誌	5,363 冊	12,385 冊	
郷土行政資料	7,091 冊	38 冊	
参考図書	5,420 冊	- 冊	館外利用不可資料
相互貸出	-	944 冊	
視聴覚資料	2,513 点	455 点	WEB 閲覧を含む
合計	186,316 点	195,411 点	

市民一人当たり所蔵数=3.466 点 / 市民一人当たり利用数=3.635 点

II 年間利用状況

区分	数量	備考
開館日数	294 日	1 日当たり利用件数 695 件
入館者数	86,650 人	1 日当たり 295 人
うち館外利用者数	41,721 人	1 日当たり 142 人
配備した資料数	5,482 件	
一般図書	2,832 冊	
児童図書	1,161 冊	
郷土行政資料	78 冊	
参考資料	39 冊	
雑誌	1,366 冊	
視聴覚資料	6 点	
除籍した資料数	5,389 件	
有効利用カード数	22,052 件	令和5年度新規発行数 568 件
一般（13歳以上）	20,443 人	
児童（0歳～12歳）	1,400 人	
団体	72 件	
公立図書館等	137 件	

[参考資料]

1 図書館資料の所蔵状況

ア 分類別所蔵資料明細

(R6.3.31現在 単位：点)

分類	一般書	児童書	郷土行政 資料	参考資料	合計	占有率
総記	2,389	638	628	820	4,475	2.40%
哲学	3,566	567	149	132	4,414	2.37%
歴史	9,522	2,957	2,353	1,137	15,969	8.57%
社会科学	14,339	2,294	1,954	1,106	19,693	10.57%
自然科学	7,334	5,266	365	515	13,480	7.24%
技術	7,792	1,621	320	257	9,990	5.36%
産業	3,461	1,165	180	224	5,030	2.70%
芸術	10,472	3,252	471	391	14,586	7.83%
言語	1,643	702	27	424	2,796	1.50%
文学	45,250	19,743	644	414	66,051	35.45%
外国語	6	401			407	0.22%
大活字	1,615				1,615	0.87%
絵本		18,180			18,180	9.76%
紙芝居		1,754			1,754	0.94%
小計	107,389	58,540	7,091	5,420	178,440	95.77%
雑誌	4,919	444			5,363	2.88%
視聴覚資料	メディア	DVD	LD	CD	合計	占有率
	資料数	783	557	1,173	2,513	1.35%
合計					186,316	100.00%

注意1 分類欄の外国語は日本語以外の言語で書かれた資料です。

注意2 分類欄の外国語から雑誌の5分類については、十進分類を行っていません。

イ 所蔵資料数の推移

(単位：点)

年度	一般書	児童書	郷土行政 参考資料	雑誌(定期刊行物)	視聴覚 資料	合計
				(タイトル数) 資料数		
平成26年度末	106,016	56,020	11,287	(110件) 5,431	2,757	181,511
平成27年度末	104,522	57,245	11,457	(110件) 5,590	2,787	181,601
平成28年度末	104,419	57,524	11,596	(110件) 5,554	2,821	181,914
平成29年度末	105,604	57,790	11,795	(110件) 5,477	2,851	183,517
平成30年度末	104,404	58,256	11,914	(108件) 5,438	2,670	182,682
令和元年度末	105,264	58,256	12,070	(111件) 5,486	2,474	183,550
令和2年度末	107,244	59,196	12,285	(111件) 5,522	2,494	186,741
令和3年度末	107,624	59,557	12,404	(108件) 6,942	2,500	189,027
令和4年度末	106,944	58,956	12,478	(104件) 5,342	2,507	186,227
令和5年度末	107,389	58,540	12,511	(102件) 5,363	2,513	186,316

注) それぞれ各年度末における数値です。

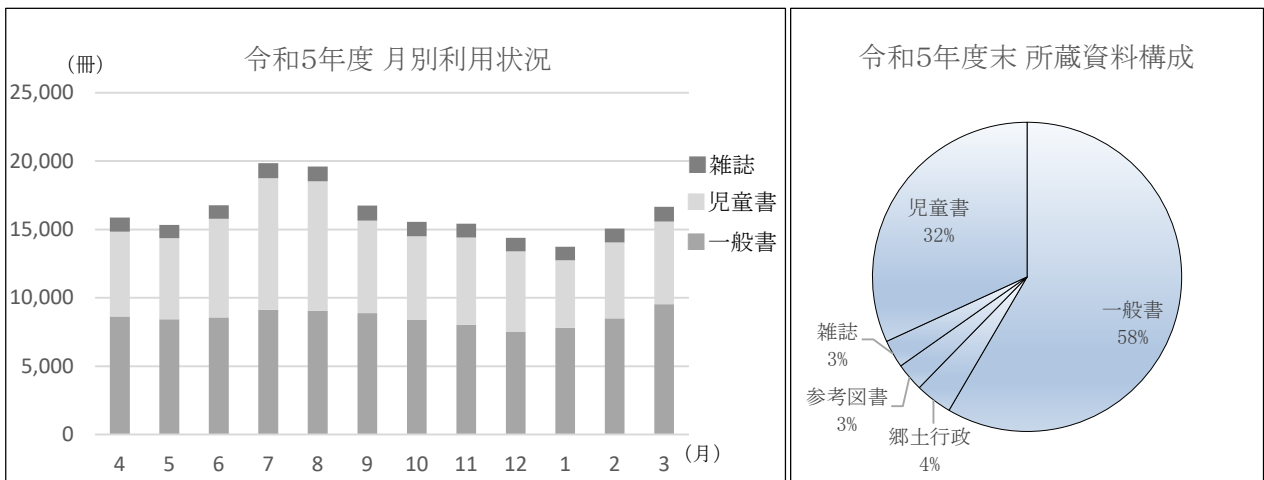
2 令和5年度図書館利用状況

(1) 推移

(R06.3.31現在)

年度	年度末人口	資料費予算(千円)					所蔵資料数	登録者数	資料等利用者数	資料等利用件数
		図書	新聞雑誌	視聴覚	その他	合計				
H10	57,321	16,000	1,942		226	18,168	159,120	23,967	60,336	272,909
H17	56,436	8,000	1,760		60	9,820	178,202	25,767	66,829	276,428
H18	56,378	6,400	1,510		70	7,980	180,973	26,078	64,806	253,490
H19	56,457	7,000	1,490		72	8,562	188,981	26,685	60,743	236,951
H20	56,249	7,000	1,530		72	8,602	189,423	22,706	61,822	242,745
H21	57,161	7,000	1,531	600	54	9,185	189,750	23,085	65,009	253,852
H22	56,962	7,000	1,531	675	50	9,256	189,635	23,745	66,219	246,535
H23	56,594	11,582	1,517	2,800	68	15,967	172,983	11,053	61,045	250,108
H24	56,331	7,020	1,517	675	63	9,275	173,633	12,781	61,964	250,101
H25	56,041	10,000	1,521	350	64	11,935	173,432	14,114	60,961	243,735
H26	55,838	10,000	1,564	355	106	12,025	178,754	14,792	60,167	243,662
H27	55,589	10,000	1,580	355	130	12,065	178,814	15,847	62,103	252,081
H28	55,350	10,000	1,619	355	130	12,104	179,093	16,854	62,653	253,948
H29	55,087	10,000	1,619	355	130	12,104	180,666	17,811	61,464	249,724
H30	54,958	10,000	1,560	300	130	11,990	182,682	18,779	60,872	249,357
R01	54,584	10,000	1,573	300	130	12,003	183,550	19,494	55,204	229,815
R02	54,222	10,000	1,573	300	130	12,003	186,741	19,907	37,062	181,746
R03	53,985	7,500	1,563	100	120	9,283	189,527	20,768	44,250	215,824
R04	53,917	7,500	1,581	100	100	9,281	186,227	21,404	42,354	203,683
R05	53,788	8,000	1,528	100	100	9,728	186,316	22,052	41,721	195,411
R06	—	8,000	1,534	100	100	9,734	—	—	—	—

- 注1) 平成23年度は地域活性化交付金7,182千円(図書4,582千円、視聴覚2,600千円)を含んでいます。
 注2) 「登録者数」は、有効な利用カードが発行されている利用者の数(H22までは全発行枚数)です。
 注3) 「所蔵資料数」は、H26から雑誌を、H30からは雑誌と視聴覚資料を含んでいます。
 注4) 令和元年度から令和4年度の利用者数と利用件数の減少は、感染症対策の影響が考えられます。



(2) 月別利用状況

ア 月別利用明細

(R06.3.31現在)

月	開館日数	来館者数	資料等利用者数	利用数					
				一般書(冊)	児童書(冊)	雑誌(冊)	視聴覚(件)	WEB閲覧(件)	合計(件)
4月	25日	6,706人	3,362人	8,630	6,198	1,049	23	8	15,908
5月	25日	6,809人	3,327人	8,419	5,936	984	15	11	15,365
6月	25日	6,765人	3,507人	8,556	7,222	983	13	12	16,786
7月	27日	9,663人	4,149人	9,136	9,622	1,087	39	20	19,904
8月	26日	10,092人	4,181人	9,057	9,469	1,067	60	28	19,681
9月	25日	7,722人	3,602人	8,879	6,763	1,100	30	17	16,789
10月	25日	7,203人	3,414人	8,409	6,093	1,060	16	20	15,598
11月	25日	7,289人	3,314人	8,024	6,374	1,016	10	16	15,440
12月	23日	6,760人	3,042人	7,529	5,869	980	15	19	14,412
1月	18日	3,697人	2,889人	7,793	4,950	988	10	12	13,753
2月	24日	6,779人	3,259人	8,485	5,571	1,004	25	10	15,095
3月	26日	7,165人	3,675人	9,528	6,059	1,067	16	10	16,680
合計	294日	86,650人	41,721人	102,445	80,126	12,385	272	183	195,411

注1) 「一般書」には参考資料、郷土資料及び相互貸借による利用件数が、「児童書」には紙芝居の利用件数がそれぞれ含まれています。
 注2) 1月は図書館システムの更新作業及び蔵書点検作業による臨時休館のため、開館日数が減少しています。

イ 資料等利用数の推移

年度	開館日数	来館者数	貸出人数	利用数					
				一般(冊)	児童(冊)	雑誌(冊)	視聴覚(件)	WEB閲覧(件)	合計(件)
H25	295日	81,184人	60,961人	145,983	78,469	16,935	1,615	733	243,735
H26	286日	75,023人	60,167人	144,995	79,314	16,958	1,507	888	243,662
H27	292日	74,539人	62,103人	144,298	88,700	16,341	1,602	1,140	252,081
H28	294日	71,877人	62,653人	142,333	93,382	15,682	1,490	1,061	253,948
H29	294日	63,817人	61,464人	137,282	95,381	14,853	1,172	1,036	249,724
H30	293日	125,197人	60,872人	132,552	98,065	16,478	1,388	874	249,357
R01	273日	116,801人	55,204人	123,883	88,933	15,362	1,035	602	229,815
R02	248日	61,204人	37,062人	95,397	74,632	11,717	0	0	181,746
R03	291日	81,632人	44,250人	110,106	92,106	13,510	62	40	215,824
R04	293日	84,698人	42,354人	103,537	85,951	12,829	219	134	203,683
R05	294日	86,650人	41,721人	102,445	80,126	12,385	272	183	195,411

注1) 「来館者数」について、H24～H28は図書館入館者カウンターと展示室入場者カウンターの合計を補正した数値、H29は図書館入館者カウンターの補正値、H30以降は図書館入館者カウンターの実測値です。

注2) 令和元年度以降は、感染症対策の影響と考えられる数値の低下が見受けられます。

(3) 登録利用者の状況

ア 登録利用者の明細

(R06.3.31現在/単位：人)

地区	登録利用者数	登録利用者数の内訳（年齢区分）									登録率
		6以下	7～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60～79	80以上	
羽生地区	8,244	93	407	321	372	604	2,037	1,996	1,834	580	43.1%
南羽生地区	1,759	17	102	73	80	146	474	543	283	41	44.8%
新郷地区	1,473	10	53	76	66	124	328	391	353	72	28.4%
須影地区	1,436	36	128	66	62	110	336	357	266	75	32.6%
岩瀬地区	1,810	38	125	102	95	135	452	503	296	64	33.4%
川俣地区	799	16	37	23	40	57	196	209	174	47	35.4%
井泉地区	2,229	26	105	94	140	223	566	577	411	87	37.6%
手子林地区	1,449	27	77	54	96	101	340	373	325	56	35.5%
三田ヶ谷地区	618	11	35	33	32	46	134	169	132	26	29.9%
村君地区	380	3	23	13	11	23	88	95	110	14	27.7%
羽生市計	20,197	277	1,092	855	994	1,569	4,951	5,213	4,184	1,062	37.6%
登録率	37.6%	12.1%	46.5%	64.6%	72.3%	74.5%	51.2%	35.7%	28.1%	20.5%	
行田・加須	1,435	7	23	30	33	40	295	548	394	65	
その他	211	0	1	0	2	2	63	79	62	2	
合計	21,843	284	1,116	885	1,029	1,611	5,309	5,840	4,640	1,129	

注1) 団体による利用登録72件及び相互貸借にかかる公立図書館等の登録137件は除いています。

注2) 登録率は当該項目の人口に対する登録率です。

イ 登録利用者数の推移

(単位：人)

年度	登録利用者数	登録利用者数の内訳（年齢区分）									登録率
		6歳以下	7～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60～79	80以上	
R01年度末	18,109	325	1,380	998	1,150	1,382	4,036	4,578	4,260		33.0%
R02年度末	18,441	296	1,226	930	1,138	1,444	4,224	4,728	4,455		34.0%
R03年度末	19,033	292	1,172	921	1,072	1,488	4,483	4,900	4,705		35.3%
R04年度末	19,608	294	1,104	899	1,031	1,547	4,718	5,040	4,975		36.3%
R05年度末	20,197	277	1,092	855	994	1,569	4,951	5,213	4,184	1,062	37.6%

注1) 羽生市内在住者の登録利用者数。登録率は羽生市の人口に対する登録割合です。

注2) 令和5年度分から年齢区分を一部修正しています。

(4) 図書館資料の館外利用状況

ア 館外利用の明細

(R06.3.31現在/単位:冊)

地区	館外利用件数	館外利用件数の内訳 (年齢区分)									利用率
		6以下	7～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60～79	80以上	
羽生地区	73,901	5,703	7,770	635	549	776	8,767	18,417	27,335	3,949	112.3%
南羽生地区	14,004	913	1,152	185	57	172	1,896	5,189	4,136	304	103.7%
新郷地区	13,449	749	896	35	86	154	1,758	4,280	4,641	850	75.3%
須影地区	17,053	2,565	3,872	246	59	164	2,156	3,769	4,008	214	112.3%
岩瀬地区	17,815	2,424	2,190	282	114	231	4,039	4,605	3,297	633	95.5%
川俣地区	7,212	297	1,258	149	146	26	584	1,811	2,786	155	92.9%
井泉地区	15,775	849	1,874	318	76	206	3,091	3,849	4,646	866	77.2%
手子林地区	14,285	833	1,882	784	32	89	1,941	4,004	4,510	210	101.6%
三田ヶ谷地区	8,076	1,216	1,686	69	24	12	1,513	1,796	1,599	161	113.3%
村君地区	3,560	72	408	103	242	31	154	795	1,445	310	75.5%
羽生市計	185,130	15,621	22,988	2,806	1,385	1,861	25,899	48,515	58,403	7,652	100.0%
占有率	100.0%	8.4%	12.4%	1.5%	0.7%	1.0%	14.0%	26.2%	31.5%	4.1%	
広域	7,249	511	435	219	20	14	556	1,999	3,338	157	
その他	771	0	0	0	3	0	342	301	125	0	
合計	193,150	16,132	23,423	3,025	1,408	1,875	26,797	50,815	61,866	7,809	

注1) 団体の利用1,809冊、相互貸借制度による利用452冊は除いています。

注2) 利用率は、羽生市(100.0%)に対する地区別の利用率です。

イ 館外利用状況の推移

(単位:冊)

年度	館外利用件数	館外利用件数の内訳 (年齢区分)								
		6以下	7～12	13～15	16～18	19～22	23～39	40～59	60～79	80以上
R01年度	211,808	15,470	30,777	3,034	1,758	2,832	32,209	59,407	66,321	
R02年度	168,849	12,751	23,514	2,401	1,405	2,578	25,655	46,174	54,371	
R03年度	201,937	15,754	29,587	3,297	1,054	2,807	28,783	56,449	64,206	
R04年度	192,454	16,213	28,339	3,359	1,288	2,178	26,725	49,478	64,874	
R05年度	185,130	15,621	22,988	2,806	1,385	1,861	25,899	48,515	58,403	7,652

注1) 羽生市内在住者による館外利用冊数です。

注2) 令和2年度の利用件数の減少は、感染症対策の影響と考えられます。

注3) 令和5年度分から年齢区分を一部修正しています。

(5) 予約、相互貸借、館内施設等利用状況

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用希望件数	576	557	616	665	549	589	563	499	521	481	538	629	6,783
うちキャンセル	20	32	24	40	36	22	28	23	27	17	23	28	320
相互貸借*	94	97	142	116	141	95	94	135	110	86	131	159	1,400
他館へ貸出	35	40	53	35	32	33	35	39	36	34	35	44	451
他館から借受	59	57	89	81	109	62	59	96	74	52	96	115	949
レファレンス	93	106	114	97	113	75	72	89	74	50	63	90	1,036
予約登録件数	639	570	657	670	585	514	592	599	517	510	641	601	7,095
図書館窓口	245	261	292	286	255	225	232	276	224	201	282	235	3,014
館内OPAC	116	59	92	113	98	61	94	105	54	54	84	103	1,033
WEBサービス	278	250	273	271	232	228	266	218	239	255	275	263	3,048
コピーサービス(枚)	29	106	34	233	242	140	63	40	66	52	38	45	1,088
うちカラーコピー	0	0	5	10	5	2	3	2	4	10	8	2	51
学習室(人)	253	353	441	799	1,034	568	504	527	434	410	502	293	6,118
会議室(人)	71	44	50	63	45	41	39	37	48	49	48	49	584
視聴覚室(人)	60	121	114	110	70	97	125	215	156	29	114	90	1,301
参考調査室(人)	24	41	35	69	70	51	28	67	60	28	46	45	564

*相互貸借の件数は、羽生市立図書館と他の図書館等の間(施設間)で貸借した資料の件数です。

(6) 市外在住者の羽生市立図書館利用状況

	登録者数	延べ利用者数	利用件数				利用件数計
			一般書	児童書	雑誌	視聴覚他	
行田市	623人	922人	2,353件	986件	361件	4件	3,704件
加須市	812人	624人	1,560件	1,784件	182件	19件	3,545件
その他	348人	650人	751件	408件	36件	28件	1,223件
計	1,783人	2,196人	4,664件	3,178件	579件	51件	8,472件

3 雑誌一覧 (五十音順)

(1) 郷土誌

No.	タイトル	刊行	No.	タイトル	刊行
1	浮野	月刊	3	筆	月刊
2	利根	月刊	4	文芸埼玉	年2回

(2) 一般誌

No.	タイトル	刊行	No.	タイトル	刊行
1	VERY	月刊	31	こどものとも年少版	月刊
2	美しいキモノ	季刊	32	こどものとも年中向き	月刊
3	栄養と料理	月刊	33	こどもの本	月刊
4	ESSE	月刊	34	子どもの本棚	月刊
5	NHK きょうの健康	月刊	35	この本読んで	季刊
6	NHK きょうの料理	月刊	36	GOLF TODAY	月刊
7	NHK 趣味の園芸	月刊	37	サッカーマガジン	隔月
8	NHK 趣味の園芸 やさいの時間	隔月	38	サライ	月刊
9	NHK すてきにハンドメイド	月刊	39	サンキュ!	月刊
10	園芸ガイド	年4回	40	サンデー毎日	週刊
11	OZ magazine	隔月	41	散歩の達人	月刊
12	O g g i	月刊	42	JTB時刻表	月刊
13	オール讀物	隔月	43	週刊新潮	週刊
14	オレンジページ	月2回	44	週刊ダイヤモンド	週刊
15	音楽の友	月刊	45	週刊東洋経済	週刊
16	会社四季報	季刊	46	週刊文春	週刊
17	かがくのとも	月刊	47	週刊ベースボール	週刊
18	からだにいいこと	隔月	48	小説現代	月刊
19	関東東北じゃらん	隔月	49	小説すばる	月刊
20	暮らしの手帖	隔月	50	新潮	月刊
21	クロワッサン	月2回	51	SCREEN	月刊
22	芸術新潮	月刊	52	すばる	月刊
23	月刊クーヨン	月刊	53	Sports Graphic Number	隔週
24	月刊自家用車	月刊	54	セブンティーン	季刊
25	健康	季刊	55	川柳マガジン	月刊
26	COTTON TIME	隔月	56	ダイヤモンドZAi	月刊
27	こどもとしゃかん	季刊	57	ダ・ヴィンチ	月刊
28	子供の科学	月刊	58	たくさんのふしぎ	月刊
29	こどものとも	月刊	59	旅の手帖	月刊
30	こどものとも0. 1. 2.	月刊	60	dancyu	月刊

3 雑誌一覧 (五十音順：つづき)

(2) 一般誌 (つづき)

No.	タイトル	刊行	No.	タイトル	刊行
61	ちいさなかがくのとも	月刊	81	プレジデントFamily	季刊
62	つり人	月刊	82	文学界	月刊
63	鉄道ファン	月刊	83	文藝春秋	月刊
64	天文ガイド	月刊	84	p e n	月刊
65	NATIONAL GEOGRAPHIC	月刊	85	本の雑誌	月刊
66	nicola	月刊	86	みんなの図書館	月刊
67	日経Woman	月刊	87	MEN' S CLUB	年4回
68	日経サイエンス	月刊	88	MORE	季刊
69	日経トレンディ	月刊	89	MOE	月刊
70	日経PC21	月刊	90	モノマガジン	月2回
71	Newsweek 日本版	週刊	91	ゆうゆう	月刊
72	Newsがわかる	月刊	92	LEE	月刊
73	Newton	月刊	93	歴史街道	月刊
74	non-no	月刊	94	レディブティック	隔月
75	HOUSING	隔月	95	和楽	隔月
76	Hanako	月刊			
77	BE-PAL	月刊			
78	婦人画報	月刊			
79	婦人公論	月刊			
80	プレジデント	月2回			

4 新聞等一覧

(R06.3.31現在)

No.	資料名	刊行	No.	資料名	刊行
1	朝日新聞	日刊 (朝刊)	11	埼玉新聞 (縮刷版)	月刊 (~H30.2)
2	読売新聞	日刊 (朝刊)	12	広報Hanyu	月刊
3	埼玉新聞	日刊 (朝刊)	13	市議会だより	季刊
4	毎日新聞	日刊 (朝刊)			
5	産経新聞	日刊 (朝刊)			
6	東京新聞	日刊 (朝刊)			
7	日本経済新聞	日刊 (朝刊)			
8	日刊スポーツ	日刊 (朝刊)			
9	朝日新聞 (縮刷版)	月刊 (~H30.2)			
10	読売新聞 (縮刷版)	月刊 (H30.3~)			

5 条例・規則

○羽生市立図書館設置条例（昭和39年12月24日条例第44号）

（設置）

第1条 本市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として羽生市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 図書館は、羽生市大字下羽生948番地に置く。

2 図書館の活動を十分にするため必要あるときは、図書館分館を置くことができる。

（事業）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、法第3条に規定する事項の実施につとめる。

（職員）

第4条 図書館に館長、その他必要な職員を置く。

（指定管理者による管理）

第5条 羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、図書館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に図書館の管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続等）

第6条 指定管理者の指定の手続等については、羽生市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第28号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が指定管理業務を行う場合にあっては、第4条の規定中「その他必要な職員を置く」とあるのは「その他職員を置かないことができる」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正に施設等の運営を行うこと。
- (2) 図書館の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（雑則）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第17号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和60年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日条例第14号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第12号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○羽生市立図書館管理規則（平成17年12月16日教育委員会規則第7号）

羽生市立図書館管理規則（昭和61年教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、羽生市立図書館設置条例（昭和39年条例第44号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、羽生市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の規定により次の事業を行う。

- （1） 郷土資料、地方行政資料等の収集等にも留意して図書資料、視聴覚資料その他の必要な資料（法第3条第1項第1号に定める資料をいう。以下「資料」という。）を収集し、整理し、保存し、及び市民の利用に供すること。
- （2） 資料の分類排列を適切にし、その目録を整備し、及び利用のための市民の相談に応ずること。
- （3） 読書会、お話し会、映写会、講演会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- （4） 他の公立図書館、学校、公民館その他の公的な図書施設と緊密に連絡し、協力し、及び資料の相互貸借等を行うこと。
- （5） その他条例第1条に規定する図書館の設置目的に則する事業

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、図書館長（以下「館長」という。）は、必要の範囲内において羽生市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、これを変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

- （1） 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日
- （2） 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- （3） 例月整理日（各月1日以内。各月ごとに実施する資料等の整理を行う日）
- （4） 特別整理日（事業年度中10日以内。所蔵資料の適正管理を目的として実施する蔵書点検を行う日）

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（利用の制限）

第5条 館長は、この規則又は館長の指示に従わない者に対し別に定める基準により図書館の施設、設備、図書館が所蔵する資料（以下「図書館資料」という。）及び埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定その他の貸借制度に基づき貸借利用されている資料（以下「相互貸借資料」という。）の利用を制限することができる。

（損害の弁償）

第6条 図書館の利用者は、故意又は過失により図書館の施設若しくは設備を損傷し、又は図書館資料及び相互貸借資料（以下「図書館資料等」という。）を汚損し、破損し、若しくは忘失したときは、別に定める基準によりその損害を弁償しなければならない。

（資料の館外利用及び利用者）

第7条 図書館資料（館長が指定するものを除く。）は、館長が定める利用手続により図書館外に帯出して利用すること（以下「館外利用」という。）ができる。

- 2 図書館資料を館外利用できる者は、羽生市、行田市若しくは加須市の住民である者若しくは羽生市内に通勤し、若しくは通学している者（以下これらを「個人利用者」という。）又は羽生市内に所在する教育施設、福祉施設その他これらに類する団体であつて館長が認めたもの（以下「団体利用者」という。）とする。

（利用カード）

第8条 図書館資料の館外利用その他の館長が指定する図書館のサービスを受けようとする者は、図書館資料館外利用等申請書（様式第1号）を提出し、図書館サービスを利用するためのカード（様式第2号。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、その者は、当該申請書の記載内容を証する書類の提出又は提示をするものとする。

- 2 利用カードの交付は、1者につき1枚とする。

- 3 利用カードの有効期間は、交付の日（利用カードを更新したときは、当該更新の日）から3年間とする。ただし、第8条に定める団体利用者については団体利用者として登録された日（利用カードを更新したときは、当該更新の日）の属する年度の末日までとする。
- 4 前項に規定する有効期限の1か月前から当該有効期限まで又は有効期限を経過した利用カードは、当該カードの正当な占有者（第1項の規定により利用カードの交付を受け、これを正当に占有している者。以下「カード利用者」という。）の申請によりこれを更新して利用することができる。この場合においては、第1項の規定を準用する。
- 5 カード利用者は、当該利用カードの記載事項に変更が生じたとき又は利用カードを紛失し、若しくは著しく破損したときは、その旨を速やかに館長に届け出なければならない。
- 6 カード利用者は、紛失、破損等により当該利用カードを利用できなくなったときは、利用カードの再交付を申請することができる。この場合においては、第1項の規定を準用する。
- 7 前項本文の再交付に要する費用は、当該利用者の負担とし、その額は、100円とする。
- 8 利用カードは、他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。
- 9 カード利用者は、利用カードを利用するための資格を喪失したとき又は利用しなくなったときは、当該利用カードを遅滞なく図書館に返却しなければならない。

（利用の件数及び期間）

第9条 利用カードを利用して館外利用できる図書館資料等の件数及び期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 個人利用者については、同時に利用できる図書館資料等は10件以内とし、利用期間はそれぞれの図書館資料等の利用開始日の翌日から起算して14日以内とする。
- (2) 団体利用者については、同時に利用できる図書館資料は100件以内とし、利用期間はそれぞれの図書館資料の利用開始日の翌日から起算して30日以内とする。
- (3) 前2号にそれぞれ規定する利用期間の最終日が第3条に規定する図書館の休館日に当たるときは、当該日後において最初の開館日を利用期間の最終日とする。

（資料の利用予約）

第10条 利用カードを利用できる個人利用者は、利用しようとする図書館資料が他の利用者によって利用中であるときは、当該資料の利用について予約することができる。

- 2 前項の規定による予約は、10件以内とする。

（督促）

第11条 館長は、第9条に規定する利用期間を超えて図書館資料等を利用し、又は占有している利用者に対し別に定める基準により当該資料の返還を求めることができる。

（図書館資料の寄贈）

第12条 図書館に資料を寄贈しようとする者は、館長に資料寄贈申請書（様式第3号）を提出するものとする。

- 2 館長は、前項の規定による提出があったときは、その採否について別に定める基準により適正に判断し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
- 3 館長は、寄贈された資料についてその特性等を考慮し、適切に措置するものとする。
- 4 寄贈に要する経費は、当該寄贈申請者の負担とする。

（会議室等の利用）

第13条 第2条第3号に規定する事業を行おうとする者は、視聴覚室、対面朗読室及び会議室（以下「会議室等」という。）を利用することができる。

- 2 会議室等を利用しようとする者は、図書館施設利用申請書（様式第4号）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 館長は、前項の規定による提出があったときは、その利用の可否について施設の利用状況及び図書館の設置目的に照らし、適切に判断するものとする。
- 4 館長は、会議室等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可してはならない。
 - (1) 図書館の秩序の維持ができないおそれがあると認めるとき。
 - (2) 営利活動、宗教活動及び政治活動であると認めるとき。
 - (3) その他図書館の管理上支障があると認めるとき。

- 5 会議室等の利用者は、当該会議室等の利用が終了したときは、直ちに図書館施設利用報告書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。

(事業報告)

第14条 館長は、各事業年度が終了したときは、遅滞なく、当該年度の図書館事業の概要を教育長に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日教委規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月12日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月21日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月16日教委規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日教育規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

○羽生市立図書館協議会設置条例（昭和 39 年 12 月 24 日 条例第 45 号）

（設置）

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、羽生市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定数）

第 2 条 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、15 人以内とする。

（委嘱）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから羽生市教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 識見を有する者
- （5） 公募による市民

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日条例第 12 号)

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に羽生市立図書館協議会の委員に任命されている者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の羽生市立図書館協議会設置条例の規定により委嘱されている羽生市立図書館協議会の委員とみなす。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○羽生市立図書館協議会運営規則（昭和 56 年 7 月 1 日 教育委員会規則第 9 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、羽生市立図書館協議会設置条例（昭和 39 年条例第 45 号）第 5 条の規定に基づき、羽生市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長等）

第 2 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 会議は、図書館長の諮問に応じ会長がこれを招集する。

（その他）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 16 日教委規則第 7 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

6 羽生市立図書館資料収集方針

1 目的

この収集方針は、羽生市立図書館（以下「図書館」という。）の事業を適正且つ円滑に運営するため、図書館における資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この方針における用語について、次の各号に定める。

- (1) 資料 本、雑誌、新聞及び定期刊行物などの刊行物もしくは視聴覚資料等で、図書館における収蔵資料の対象となる全ての資料
- (2) 図書館資料 専ら利用者の利用の用に供する目的で、図書館が収蔵している資料

3 基本方針

- (1) 図書館は、市民が必要とする情報を迅速且つ的確に提供し、調査研究や学習活動、余暇活動などの市民の自主的な活動を適切に支援するため、羽生市の実情及び羽生市民からの要請を考慮して図書館資料を収集するものとする。
- (2) 図書館資料の収集にあたっては、適切な図書館サービスを継続的に提供するため、公平且つ公正で自由な視点から広い視野を持って選定する。
 - ア) 意見が対立している問題や見解が分かれる事柄については、それぞれの観点に立った資料を収集する。
 - イ) 著者のイデオロギーを理由として、その著作を排除することはしない。
 - ウ) 図書館職員の個人的な関心や好みによって選定しない。
 - エ) 第三者からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄しない。また、紛糾をおそれて自己規制しない。

4 選定方法

- (1) 図書館資料の選定は、次の各号に留意し職員全員で定期的に行うものとする。
 - ア) 日頃の図書館活動において、市民のニーズを把握する。
 - イ) 各種メディアの情報を的確に把握する。
 - ウ) 各種機関の書評に留意し、選定の参考とする。
 - エ) 過去の出版物や再版本、復刻本などの情報を注視し、必要な図書館資料の収集補完に努める。
- (2) 市民からの要望を把握し、図書館資料の選定に活用するものとする。

5 分類別収集方針

- (1) 一般書
 - ア) 各分野の基本的な資料を中心に幅広く収集する。
 - イ) 利用者が多い図書館資料は、社会情勢に留意して複本の整備を考慮する。
 - ウ) 漫画、外国図書等については、社会情勢の変化や利用者の多様化等の状況を考察し対応を検討する。
- (2) 児童書
 - ア) 子どもの健全な成長に適切な支援が期待できる資料を収集する。
 - イ) 子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に貢献する資料を収集する。
 - ウ) 子どもの自発的な学習意欲を満たす資料を収集する。
- (3) 参考図書
 - ア) 多様な調査研究に対応するため、またレファレンスサービスの充実向上のため、多岐にわたり広く収集する。
 - イ) 年鑑、白書、便覧等の定期的に刊行される資料については、情報の新鮮さを失わないよう資料の更新を適切に進める。
 - ウ) 選定には、次の点に留意する。
 - ① 記述が客観的で信頼性が高いこと
 - ② 典拠が正確に表示されていること
 - ③ 堅牢で使いやすいこと
- (4) 郷土資料
 - ア) 羽生市に関する資料は全て収集対象とする。
 - ① 個人または各種機関等による資料は、羽生市に関わりが深い資料を収集する。
 - ② 羽生市の出身者、在住者による著作物及び羽生市にゆかりのある人物について記述がある資料を収

集対象とする。

③ 羽生市に関する逐次刊行物及び羽生市について記述のある逐次刊行物を収集対象とする。

イ) 埼玉県及び近隣市町村に関する資料は、重要なものまたは羽生市に関係の深いものを主な収集対象とする。

(5) 行政資料

ア) 羽生市が発行する資料については、全てを収集対象とする。

イ) 羽生市以外の地方公共団体及びその他の公的機関が発行する資料は、必要性が認められるものを収集する。

(6) 逐次刊行物

ア) 新聞は、国内発行の全国紙を中心に収集する。

イ) 雑誌は、国内発行の各分野の雑誌を広く収集する。

(7) 視聴覚資料

ア) DVD等の視聴覚作品は、市民の知識、教養の向上に寄与し、または健全な娯楽に供することができるものを収集する。

6 寄贈資料

寄贈申請されたものは、この収集方針の定めを基本として図書館資料との関連性等を調査し、必要が認められるものについてのみ受入れる。

7 収集しないもの

(1) 犯罪行為を助長するなど、公序良俗に反するもの

(2) 人権またはプライバシーを侵害または侵害する恐れのあるもの

(3) 高度な学術書や受験問題集等、専ら個人の修学の用に供される参考書籍

(4) その他図書館資料として不適切と思われるもの

附 則

この方針は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年4月1日から施行する。



○表紙写真 『武蔵国郡村誌13巻』(発行：埼玉県立図書館)

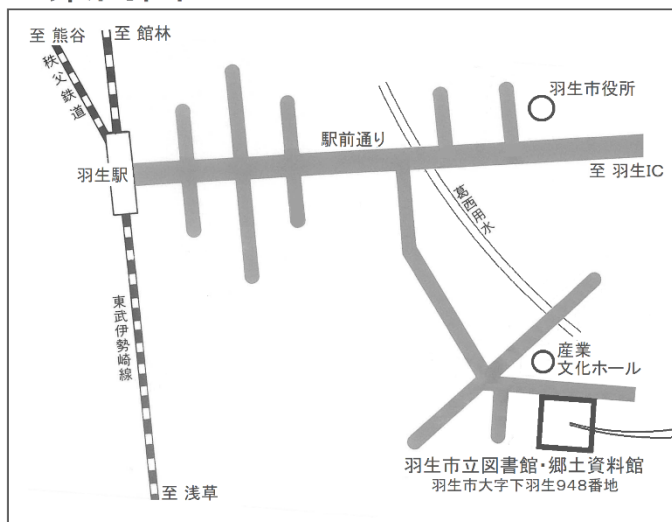
昭和30年に発行された「武蔵国郡村誌」は、当時の埼玉県内の町や村などの行政区についてその位置や歴史、人口、産業などの地域の情勢を整理、編集した全15巻からなる資料集で、地域の調査研究にあたっては現在、欠くことのできない貴重な資料となっています。第13巻の2ページから220ページにかけて、現在の羽生市の市域にかかる記述が掲載されています。

令和6年度 はにゅうの図書館 (図書館要覧)

令和6年7月1日発行

編集発行 羽生市立図書館
〒348-0026
埼玉県羽生市大字下羽生948番地
電話 048-561-8233
FAX 048-563-5873
URL <http://www.lib.city.hanyu.saitama.jp>

案内図



拡大図(敷地配置図)

